

# SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

N616  
2022.6.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- パート労働者のシフトカット事件…………… 富田真平  
— 大阪地裁での勝利的和解のご報告
- 「ひきこもり支援」を謳う悪質引き出し屋を断罪…………… 林 治  
福井県池田町立池田中学校指導自死事件、和解成立…………… 諸隈由佳子
- [シリーズ：ウクライナ問題②]  
ロシアのウクライナ侵攻と日本国憲法第九条（下）…………… 鈴木秀幸
- 【議長トーク】  
「報告書を書こう」…………… 上野 格
- 日本国憲法75年と子どもの権利…………… 丹羽 徹
- [シリーズ全国リレー・大阪支部]  
大阪支部のとりくみ…………… 遠地靖志
- 四団体合同法律事務所説明会 参加事務所・事務所紹介原稿を募集中



羽黒山五重塔

# パート労働者のシフトカット事件

## 大阪地裁での勝利的和解のご報告

大阪 富田 真平

二〇二〇年四月の緊急事態宣言以降シフトを一方的に週三日から週一日に減らされ(正社員には

一〇割の休業補償がされる一方で)その補償もされなかったことから、①勤務日数が週三日であることが契約内容となっていることの確認及び②減らされたシフト分の未払賃金の支払い等を求めて二〇二〇年一月に大阪地裁に提訴したパート労働者の事件について、本年(二〇二二年)三月に大阪地裁で勝利的和解が成立したので報告する。

### 一 事案の概要

#### (1) 従前の就労状況

原告は、数年前から、大阪府のウエディングフォトスタジオでパート社員として働いてきた。雇用契約書には勤務日数として「シフト制(週三日、

月二三日前後)」と記載され、実際にも入社以来ずっと週三日で就労してきた。

#### (2) 緊急事態宣言以降の補償なきシフトカット

二〇二〇年四月七日の緊急事態宣言を受けて、会社は、(新型インフルエンザ等特措法に基づく政府の緊急事態宣言を受けた大阪府の緊急事態措置において休業要請の対象になっていなかったが)全店舗の休業を決定し、原告を含めた全ての従業員に一斉休業を命じた。

この休業命令を受けて、原告は、休業補償を求めた。しかし、会社は、すでにシフトが出ている同年四月分については一〇割の賃金を支払ったが、同年五月については、正社員には一〇割の賃金を支払う一方で、原告らパート社員には、週何日勤務の契約になっているかにかかわらず、一律で週二日分の賃金しか支払わなかった。

また、会社は、同年六月に業務を再開して以降は、正社員については通常の出勤日の半分ないし三分の一のみの出勤を命じ、原告らパート社員に

は週一日の勤務のみを命じた。そして、正社員については、休業した日についても一〇割の賃金を支払う一方で、パート社員については実際に勤務した日の分しか賃金を支払わず、シフトを減らされた日(休業を命じられた日)についての賃金補償を全く行わなかった。

さらに、原告らパート社員に対し、勤務日数を週一日とする契約内容に変更することに同意する同意書にサインをするように迫った。

#### (3) ホットラインへの相談及び労基署への申告

原告が大阪の民主法律協会のコロナ特設ホットラインに電話をかけてきたことから事件化し、筆者と谷真介会員が同行して労基署への申請も行った。

た。しかし、労基署は、緊急事態宣言期間中については休業要請の対象になっていないにもかかわらず「使用者の責めに帰すべき事由」の認定及び是正指導に消極的な態度を示し、さらに緊急事態宣言が解除された後についても会社の週一日への変更の主張に関して、労働契約の内容（変更が認められるかどうか）について労働契約法の問題で労基署では判断する権限がないため判断できないなどとして是正指導を行わなかった（このような労基署の対応は、労働者の権利を守るべき行政機関として非常に問題であると言わざるを得ない）。

#### (4) 会社との交渉・提訴へ

労基署が是正指導を行わなかったため、弁護士が代理人に就いて、会社に対し、週三日のシフトに戻すこと及びそれまでのシフト削減分の賃金を支払うよう求めた。しかし、会社側は、前記のとおり労働者の同意のない就業規則の変更もない不利益変更であるにもかかわらず、今後のシフトについて今まで通り週三日入れることを拒否した。そこで、やむなく本訴訟を提起することになった。

### 一 シフトの回復及び和解の成立

提訴後約一年三カ月が経過した二〇二二年二月に会社が原告のシフトを週三日に戻したこともあり、本年三月二四日に①今後の契約内容（勤務

日数が概ね週三日、月二三日であること）の確認、②勤務日数変更の必要性が生じた場合に誠実に協議すること、③解決金の支払（\*解決金の金額については口外禁止）、④訴訟提起等を理由とする不利益取扱いの禁止及び職場環境への配慮等を内容として和解が成立した。

### 二 和解の意義等

(1) コロナ禍において補償なき一方的なシフトカットがあちこちで横行し、シフト制の問題が顕在化した。時給制で働く労働者にとってシフトを減らされることはダイレクトに収入の減少につながるもので、労働者の生活を脅かすものである。

本件は、コロナ禍を理由とするシフトカットに対して全国で最初に提起された訴訟と思われるが、この訴訟において、在職しながらシフトを回復するとともに、今後勤務日数の変更が生じた場合に誠実に協議することを約束させ、解決金を支払わせるという勝利的な解決ができたことは、今後の一方的なシフトカットに歯止めをかけるものであり、大きな意義を有する。

(2) シフト制の問題については、昨年に非正規労働者の権利実現全国会議（非正規会議）や首都圏青年ユニオンでオンライン集会や共同アンケータなどの取り組みも行い、本年一月には（不十分

であるが）厚生労働省もシフト制に関する留意事項を出すに至った。さらに本年四月一六日にシフト制弁護士団と民主法律協会の共催でホットラインを開催し、多くの相談に対応した。

今後も法改正等も含め引き続きシフト制労働者の権利擁護のための取り組みが必要である。

(3) 加えて、本件は、休業補償について正社員には一〇割の補償をしながらパート社員には全く補償をしないというコロナ対応の場面における非正規労働者に対する差別的な取扱いを許さない闘いという意味も有する。コロナ対応の場面においても非正規労働者に対する差別的取扱いが横行した。このような旧労働契約法二〇条や二〇二〇年四月から施行されたパート有期法八条に違反し、均等待遇に真つ向から反する差別的取扱いを許さず、コロナ対応の場面も含めたあらゆる場面においても均等待遇を実現するという点においても、今回の和解は一定の意義があったと思われる。

（弁護士は谷真介会員と富田）

# 「ひきこもり支援」を謳う 悪質引き出し屋を断罪

東京 林 治

## 1 鈴鹿サーキットから始まった

二〇一八年七月二七日、鈴鹿八時間耐久ロードレース（八耐「ハチタイ」）の練習走行を鈴鹿サーキットの二コーナースタンドで観ていた時に携帯電話が鳴った。かけてきたのは同期の大久保佐和子弁護士。他の人からの電話であつたら出なかつたと思うが、大久保弁護士からの電話だったので鈴鹿にいても出た。電話の内容は、施設に監禁されていて出られない相談者を救出したいが、一緒に手伝ってほしいというものだった（と思う）。

大久保弁護士からの要請であれば喜んでうけ、鈴鹿から帰ったらその施設に監禁されている人たちと会う約束をその場でした。その施設は、ひきこもり支援を謳っている施設のようだった。

これが引き出し屋事件にかかわるきっかけとな

った。

## 2 ひきこもりの状況

ここで現在のひきこもりの状況について概要を述べる。

ひきこもりの人数は、一五～三九歳で五四万二千人（二〇一六年九月の内閣府発表）、四〇～六四歳で六二万三千人（二〇一九年三月の内閣府発表）とそれぞれ推計されている。ひきこもり本人は、働かずに気楽に生きているのではなく、このままではマズイと思いつつも様々な理由で今の状況を改善できないことに苦しんでいる。

また、ひきこもりの長期化・高年齢化も問題となつており、「八〇五〇問題」と言われる八〇代の親が五〇代の子どもの面倒を見なければならぬという問題も生じている。ひきこもりの長期化・

高年齢化により、本人だけでなく支える家族の不安や悩みも非常に大きなものとなっている。

さらに、二〇一九年五月二八日に川崎市で発生したカリタス小学校の児童などを殺傷した事件の犯人がひきこもりであつたとの報道や、同年六月一日に元農林水産事務次官がひきこもり傾向の息子を刺殺したとの報道から「ひきこもりは犯罪者予備軍」であるかの論調も起こされ、ひきこもりに悩む本人や家族に多大な衝撃を与えた。

## 3 引き出し屋

近年、そのような悩みを持つ親に対し、「このままだとあつという間に五年、一〇年経ってしまふ」などと不安を煽る一方で、自分たちに任せれば短期間で自立させるなどと甘言を述べ、本人の知らないところで親と超高額の契約をむすび、事

前の承諾なく自宅に押しかけ本人を暴力的に連れ出す(または、六〜七時間もかけて本人があきらめるまで「説得」して連れ出す)のが、「引き出し屋」と言われる「支援」業者である。

その引き出し屋の一つである「あけほのぼし自立研修センター」(以下「センター」という)は、ひきこもりなどに悩む親に対して、「半年間で自立させる」などと甘言を述べて超高額な費用(半年間で七〇〇万〜九〇〇万円など)で契約をさせ、本人に対しては、暴力的な連れ出し、監禁、指示に従わないと見せしめ的な精神科病院への強制的入院、就労の強要、など違法行為を行ってきた。

センターが行っている行為は、「支援」とは名ばかりで、自尊心や回復の機会を失わせる行為である。

#### 4 訴訟提起と破産申立

二〇一八年七月、センターからほど近いあかしあ法律事務所の平山知子弁護士のもとに、入所者から脱出させてほしいとの相談があり、同事務所の大久保佐和子弁護士から冒頭の応援の要請があったので、弁護士に加わった。

これまで住まない人に生活保護を利用してもらい生活を安定させる支援を何度か行ってきたので、今回もその手法を使い、新宿区福祉事務所にも事前の申入れを行ったうえで、生活保護で生

活できるように準備した。そして、同年八月に入所者を脱出させた。

その後も、ここには書ききれないような様々なこと(熊本施設の救出に向かったり、家族との関係構築や福祉事務所との交渉など)を経て、センターを運営していたクリアアンサー社に対し、二〇一九年二月八日、元入所者が原告となり損害賠償請求を提起した。

この弁護団の団長に宇都宮健児弁護士に加わっていただき、さらに、並木陽介弁護士、倉重都弁護士、その後弁護士になったばかりの大井淳平弁護士、油原麻帆弁護士にも加わってもらった。

しかし、クリアアンサー社は裁判途中の二〇一九年二月二三日に突然破産を申し立て、親に説明することもなく逃げるように事務所から姿を消した。責任を逃れるための破産と思われた。これにより訴訟が停止した。

#### 5 訴訟再開と違法性を認める判決

しかし、破産管財人の努力もあり配当金が存在したので、いかなる損害額(破産債権額)かを確定するために二〇二二年一〇月に訴訟が再開された。

判決は、二〇二三年三月二五日に言い渡された(東京地裁民事四部、伊藤繁裁判官、飯塚謙裁判官、河合美月裁判官)。原告がクリアアンサー社

に対し、一一〇万円の破産債権を有することを確定するとの判決であった。

判決は、①原告を意思に反して強制的に連れ出したこと、②連れ出した後に原告が逃げ出せないように監禁したこと、③原告がその後意に反して医療保護入院を強いられた精神科病院に対し、原告の同意なく医療情報を聞き出し取得したこと、の三つの行為を違法であると認定した。

なお、他の弁護団が担当した同様の事件では、元入所者がクリアアンサー社に対し、五五万円の破産債権を有することを認める判決が二〇二三年一月二七日に言い渡されている。

#### 6 さくじつ

この事件を通じて初めてひきこもりの人に接したが、これまで接してきた生活困窮者とは極めて共通点が多い。

安心できる生活環境が確保されていない(ひきこもりも生活困窮者も家族関係が悪い)、自分に対し自信がない、他人に支援を求めることをしな(できない)、これまでの人生で自分を否定されるような経験をしているなどは共通である。

ひきこもりや生活困窮者に対し、無理やり労働を強いるのではなく、まずは安心して生活できる環境を整備することが何よりも重要であることをこれまでの事件を通して痛切に感じている。

# 福井県池田町立池田中学校指導自死事件、 和解成立

北陸 諸隈由佳子

## 一 はじめに

二〇一七年三月一日、当時中学二年の男子生徒（二四歳）が、担任及び副担任からの叱責を苦に校舎三階から飛び降り自死した事件について、二〇二二年三月二五日、福井地方裁判所（受命裁判官上杉英司、同亀井奨之）において和解が成立しました。いわゆる指導死事件では、教職員に違法性のある加害行為性、過失、相当因果関係がないとして責任を認めない裁判例や、責任を認めてもかなりの割合の生徒側の過失相殺（素因減額）を認める裁判例が多い中、本件では、担任、副担任、校長、教頭全ての責任を認め、本生徒の過失はないとしてほぼ満額での和解の成果が得られましたので、ご報告します。担当は、海道宏実会員と私です。

## 二 事件の概要

池田中学校は一学年一クラスの小規模校で、一学年につき二三名から二〇名程度の生徒数でした。

本生徒は、二年生になった五月頃から、副担任に宿題が出せなかったときに、副担任から「執拗で、弁解を許さず、追い詰めるような感じ、あるいはネチネチした感じ」（池田町学校事故等調査委員会調査報告書）で指導を受け、登校渋りをする

ようになりました。

また、本生徒は、二年生の二学期には、マラソン大会の実行委員長や生徒会の副会長をすることになり、その運営や段取りがうまくできていないなどの理由で、担任からも、他の生徒や教員の面前で大声で叱責されることが格段に増えました。担任の叱責は、「（聞いている者が）身震いをするくらい怒っていた、階が違っても聞こえた、怒鳴り散らす」など多くの教員、生徒が指摘しています（調査報告書）。

担任は、本生徒が登校渋りをする度に家庭訪問を行っていますが、二〇一七年二月二日には（発言の経緯に争いはありますが）、担任は、家庭訪問で本生徒の祖母から他県の生徒の自死事故があったとの発言に対し、「命は大事なんだぞ、命は一つしかないんだぞ。」と述べました。二〇一六年一月には、副担任の指導中に本生徒が土下座しようとして泣きながらトイレに籠もり、自死の前日である二〇一七年三月三日にも、副担任の指導中に本生徒が過呼吸のような症状になりました。

本生徒の母は、二〇二〇年六月一日、池田町（池田中学校の設置者）と福井県（県費負担教職員の特例による費用負担者）を被告として、それぞれ国家賠償法一条一項、同三条一項に基づく損害賠償請求訴訟を提起しました。

### 三 訴訟の進行と裁判所の和解勧告

交渉段階から、池田町は、教職員の責任は認められない、仮に認められたとしても四割以上の過失相殺が認められるべきであると主張しました。福井県は、当初から池田町にのみ賠償金の支払いをさせるつもりで積極的な訴訟遂行はしませんでした。

二〇二二年一〇月六日、担任、副担任、校長、教頭の尋問が行われました。

また、本件に関する報道で私の名前を見つけて連絡をくれ、当時の学校の雰囲気や担任、副担任の指導叱責の実態を教えてくださいました。本生徒の一年下の元生徒も尋問に出てくれました。彼女は、裁判所でも担任や副担任が普段どのように指導叱責していたか、詳細に語ってくれました。

他方、副担任の尋問態度には怒りを覚えました。本生徒の自死の前日、宿題を途中までやったという本生徒に、副担任は、途中までも提出するよう執拗に迫り、過呼吸にまで追い込んだことが自死の引き金となったと考えられますが、副担任には、最後まで、「副担任の指導が本生徒に与えた苦痛の大きさについて気づいているように感じられなかった」（調査報告書）という印象を受けました。それは裁判所も同じだったようで、上杉裁判長の「途中までやったんだという言い訳を

言っただけの子は、実際、全部やっていないことが多いという可能性とか経験則ってありませんか。」「途中でやってあるということ自体、うそじゃないかとピンときませんか。」という補充尋問にも、副担任は、本生徒の言を信じて途中で出さずように言ったと証言し、上杉裁判長を呆れさせました。

尋問後、私たちは判決でも構わないという覚悟でしたが、特に池田町の希望により和解の期日が設けられ、裁判所の所見が示されました。

### 四 裁判所の所見

裁判所は、担任について、祖母から生徒の自死事故に言及があったこと自体、自死を予見すべき重要な契機であり、本生徒の登校渋り、担任から何度も厳しい叱責を受けたこと、副担任に土下座しようとしたりトイレに籠もり泣きながら出てきたこと等から、本生徒の自死の予見可能性があった、担任は、これらの情報を提供し教員間で共有すべき義務がありこれを怠ったから違法、過失がある、と認めました。副担任についても同じ構成で、過呼吸になったこと自体、自死を予見すべき重要な契機であり、これに加え、本生徒の登校渋り、土下座等のことから、本生徒の自死の予見可能性があった、副担任は、情報提供共有義務を怠ったから違法・過失があると認めました。

また、校長・教頭の管理職の責任については、校長・教頭は、本生徒の登校渋りが複数回にわたっていること、担任の大声での叱責を認識していたことから、担任に対し、家庭訪問での十分な事情聴取を行っていれば、家庭訪問での祖母の話は容易に認識でき、本生徒の自死の予見可能性があった、その予見に基づき容易に取りうる適切かつ基本的な対処を行う義務を怠ったから違法・過失があると認めました。

そして、前記四名の不作为と自死の相当因果関係は優に認められるとして、素因減額について、生徒の性格が個性の多様さとして通常想定される範囲を外れない限り、心因的要因としてしんしゃくすることはできないとの判断を示しました。

### 五 まとめ

裁判所の所見で、担任・副担任の叱責指導の違法性が直接認められなかった点は心残りですが、素因減額についてのいわゆる電通事件判決につき、事案が異なるとの池田町の反論に対し、使用者と労働者の間の事案であるこの判例の趣旨は、教員と生徒の間ではより強く妥当すると考えるところと語りと言ってもらえたこと、和解の場で、裁判官から遺族に寄り添った言葉掛けがあり、特に副担任に対する怒りを共有してもらえたこと、裁判所に遺族の気持ちを十分に汲み取ってもらえたと思

シリーズ ウクライナ問題②

# ロシアのウクライナ侵攻と 日本国憲法第九条 (下)

あいち

鈴木 秀幸

(戦争と平和の資料館ピースあいち理事長)



えたことから、和解を受けることとし、池田町と福井県が再発防止に努めることを確約する条項も盛り込んだ和解が成立しました。

和解成立後、本生徒の母は、この裁判が終わっ

て息子のためにしてあげられることがなくなってしまったら私自身どうなってしまおうと思うていましたが、今後は再発防止のために私ができることを行動していきたいし、福井県や池田町に

も働きかけていきたいです、とおっしゃってました。私も、微力ながらサポートしていきたいと思えます。

## 一 ウクライナのNATO加盟希望と

### ロシアのウクライナ侵攻の関係

「ロシアのウクライナ侵攻は、ウクライナがNATO加盟する前に潰しておこうとしたのではない。か。そのようなことがなかったら、ロシアはウクライナに侵攻しなかったはずである」と考えることができるのでしょうか。

冷戦終了後、ワルシャワ条約機構が崩壊し、一九九二年に形の上で、東側六ヶ国でCSTO(集団安全保障条約機構)が発足しました。これに対し、NATOは二〇〇四年にバルト三国までも加

盟するようになりました。

プーチンは、二〇数年間も私利私欲に走り、政敵を抹殺したり、チェチェン弾圧(二〇〇〇年)とグルジア侵攻(二〇〇八年)を行いました。何でもありの「独裁の犯罪者」を信用できません。ロシアが、ウクライナのNATO加盟の可能性がなかったら侵攻しなかったとも思えません。ロシアは自由で民主的なウクライナを嫌っているのです。

ウクライナでは、二〇〇四年一月の大統領の決選投票で親ロシア派候補の勝利が発表されましたが、集計に不正があつて抗議デモが広がり、やり直し選挙で親欧派候補が勝利しました(オレン

ジ革命)。その後、親ロシア派が復活しましたが、国民がEU加盟を求め、二〇一四年に親ロシア派の政権が倒れるという政変が起き(マイダン革命)、ロシアがクリミアを併合し東部二州の一部を奪い、そのために二〇一五年にミンスク合意がされました。それ以前は、ウクライナはNATO加盟は強い希望ではなかったと言います。この時期に安倍首相は二〇一四年二月ソチオリンピックに出席し、プーチンに媚びた政策を取りました。

ポロシェンコ大統領が二〇一八年にNATO加盟の憲法改正を議会に提出し、二〇一九年二月に発効しました。同年五月にゼレンスキー大統領が就任し、当初、路線がはっきりしていなかったが、二〇二〇年九月にNATO加盟の路線に変更がないことにしました。

従って、プーチンは、ウクライナのNATO加盟と関係なく、クリミア併合と東部と南部一帯を狙っていたということになります。

クリミアは、ウクライナ人のフルシチョフが一九五四年にロシアからウクライナの領土にし、ソ連崩壊のときも、そのままであったために、プーチ

ンはクリミアを取り返したいと思っていました。

## 二 中国の台湾侵攻とアメリカと日本の参戦の可能性

(1) 中国の香港弾圧とロシアのウクライナ侵攻を目的にしたりして、中国の台湾侵攻を否定することが出来なくなりました。日本に米軍基地と自衛隊が存在していても、台湾侵攻はあり得ると考えねばならなくなりました。そして、米軍基地と自衛隊が無ければ、台湾侵攻の可能性が増加すると一応考えなければなりません。

しかし、もし、アメリカが参戦し、自衛隊が後方支援をしたり、基地を利用させたりすれば、日本は参戦したことになります。今のうちに日米安保条約を破棄しておく方がいいのでしょうか。それでは中国を増長させるかも知れません。安倍元首相は「台湾有事は日本有事」と言いますが、日本国憲法との関係は、どのようになるのでしょうか。

(2) ロシアのウクライナ侵攻から、我が国の安全保障のあり方について、何を学ぶべきか、国民は大きな問題提起を受けたことになりました。

武力行使(戦争など)については、まず、我が国が外国から攻め込まれたならば、どのように対応するのかという問題を考えてみます。

逆に、我が国が攻められていないが他国が攻められたときに、我が国はどのように被害国にかか

わつて、どのように攻撃国に対処すべきかという問題を考えねばなりません。

前者のみを問題として議論するのではなく、必ず同時に後者も議論しなければなりません。むしろ、後者の問題の方が現実味があります。今我が国は専守防衛の正当防衛にかこつけて攻撃国を攻める体制をとる危険性の方が高いと思います。

(イ) 前者の問題としては、ソ連、中国及び北朝鮮と韓国が我が国に攻めて来たらどうするのかという議論です。この四か国を想定したのは、北方領土、尖閣諸島、竹島という領土問題があるからです。しかし、北方領土で日本が取り返すためにロシアと戦争するのですか。無人島のために中国や韓国と戦争するのですか。いずれも戦争になる可能性は極めて低く、また、この程度のことでは絶対に戦争をしてはならないと考えます。

従って、外国と海を隔てた我が国は、専守防衛政策を堅持している限り、確率の問題としては、戦争することはほとんどないと考えて良いと思います。軍事費増額はバランスを欠きます。領土問題以外で、どの国が「侵攻」して来ると考えるのでしょうか。我が国に外国が押し寄せてきたのは、有史以来、元寇と幕末の黒船以外ありません。

ロシアのウクライナ侵攻を目的にしたりして、我が国において軍備を拡大すべきであるという主張が高まっています。福祉切り捨てと赤字戦時国債

の政策となります。しかし、ウクライナは、今の日本の議論と違って専守防衛を行っているだけです。

我が国とウクライナが置かれている歴史的、地理的な状況は全く違うので、冷静に考える必要があります。ウクライナは三〇年前までソ連邦を構成しロシアと同じ国でした。台湾も昔から中国の領土でした。朝鮮も一つの国でした。これらのことを念頭に置かなければなりません。

(ロ) 逆に、後者の問題は、他国の戦争に我が国がどのようにかわるべきかという「集団的自衛権」の議論です。一番は中国の台湾侵攻です。そのために、軍拡、日米軍事同盟強化及び核保有などが唱えられています。

実際には、中国の台湾侵攻に対し、アメリカと日本はどのように対応するのでしょうか、アメリカは「あいまい戦略」をとっています。

中国の台湾侵攻に対し、台湾防衛義務を負っていないアメリカ(しかも議会の承認が必要)や日本が参戦する可能性は高くないと考えますが、アメリカが参戦した場合に、我が国はどうなるのでしょうか。これが極めて危険なことになります。アメリカの日本国内の基地使用とアメリカに対する後方支援という二つの関わりは、日本国憲法上、日米安保条約上、さらには二〇一五年九月に成立した、重要影響事態安全確保法上及び武力攻撃事態対処法上、どのようなことになるのでしょうか

か。この議論が、特に法律家に大切なことです。

台湾問題に関し、中国は内政干渉だと言います。我が国にとって外国です。これに我が国が参戦することは、明らかに「専守防衛」ではないから憲法違反となります。

次に、日米安保条約で日本は基地提供の義務があります(同条約では、①日本の施政権下の領域でいずれかが武力攻撃を受けたことに対する米国の対処と②日本と極東の安全維持のために日本の基地を米国に使用させることが定められている)。前記①のアメリカが戦争を行うには議会の承認が必要で、②の基地提供については、ベトナム戦争では、日本の基地が攻撃される恐れはなかったのですが、アメリカと中国の戦争では、日本の基地が中国の攻撃を受けることを予想しなければなりません。そうすると、アメリカと日本が攻撃されたことになり、「重要影響事態」↓「存立危機事態」↓「武力攻撃事態」とエスカレートする危険性が高くなります。日本が、特に沖縄が再び焦土と化し、本土にもミサイルが飛んできます。これこそ日本の存立危機です。

この危険性を避けるために、事前協議制(一九六〇年の日本の首相とアメリカの国務大臣の間の交換公文)を有効に使って、アメリカに対し基地使用を禁止するのでしょうか。

我が国において、日米安保条約の強化が唱えら

れていますが、以上に指摘した問題を慎重に検討しなければならぬと考えます。

私は、我が国の戦争は、我が国が外国に攻められて起きる可能性より、外国の戦争に関わって起きる可能性の方がはるかに大きいと考え、それを避けることが一番の課題であると考えます。安全保障の問題は確率の議論として、抽象的ではなく、具体的な状況を想定しなければなりません。軍拡と日米軍事同盟強化は我が国の平和にとって逆効果だと考えます。NATOは、弱いアフガンに派兵し強いロシアを相手のウクライナへは派兵しないという対応です。外国が他の外国から侵攻された場合の、我が国の対応は日本国憲法の専守防衛からして、非軍事の外交以外にないと考えます。

### 三 憲法第九条の非武装制度の 現実性と理想性

(1) 私は、現実の政治論として自衛隊解体と日米安保条約破棄を唱えるのではなく、憲法第九条を理想としても掲げ続けよという意見です。

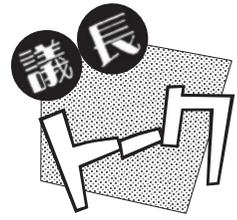
後者の点ですが、憲法第九条は「理想」だけではなく、戦後の日本政治に対して大きな制約を課し、空洞化していると言われながらも存在意義があると考えています。戦争で一人の命も奪いませんでした。「専守防衛」、「必要最小限の実力組織」、「GNP<sup>1</sup>%枠」、「武器輸出三原則」、「非核

三原則」及び大学研究の非軍事化など、様々な制約が生き続けています。加えて、人権制約、土地収用、徴兵制と国防義務、軍人の特権化、軍法会議などの軍国主義体制を敷こうとすることに對し大きな制約になり、民主主義を守ってきました。

そのうえで、「戦争をしない国」の「理想」として、完全な非武装化を目指す憲法を大切に残り、五〇〜一〇〇年後の実現に向けて目標とすべきであると考えます。自民党の自衛隊明記論は、これらの歯止めや制約を取り払い、誇るべき指針を失わせるものだと考えます。

(2) 国連の活動と国連憲章は、日本国憲法が期待するようなものになっていません。ゼレンスキーウクライナ大統領が日本の国会で演説したように、非武装の日本国憲法をもつ日本こそ、国連の機能不全の解消のために安保理改革を粘り強く働きかけるべきです。我が国の政権政党は、日本国憲法の前文と第九条を無視しようとしてきました。私は、日本を危うくする軍拡及び軍事同盟強化及び核武装には反対し、憲法の前文と第九条の改憲に反対です。

(紹介記事)二〇二二・三・二八 中日新聞の社説、三・二七 毎日新聞の藻谷浩介氏の「九条改正は自滅の道」、三・二九 中日新聞の「揺らぐ専守防衛」(追記) 本稿の上下は、三月一八、二八、三二日に投稿したMLの原稿をベースにしたものです。



## 「報告書を書こう」

議長トークを書くのも、残り二回くらいです。議長でいる間に意義深い判決を獲得したんです。刑事冤罪布川事件に関連した国賠訴訟事件(警察官・検察官の取調べの違法を認める 東京高裁判決↓確定 令和三年八月二七日)、長野・特養あずみの里業務上過失致死被告事件(逆転無罪判決↓確定 東京高裁判決 令和二年七月二八日 判時二四七二号一二九頁)、乳腺外科医準強制わいせつ被告事件(最高裁で原審有罪判決を破棄差戻 最二小判決 令和四年二月一八日 裁時一七八六号三頁)など。この話ができるかな…。

先に、普段心がけていることについて。「依頼者には丁寧なメモや報告書を渡す」です。私は特にそうなのですが、弁護士はペラペラと早口で話してしまふ。「こういう場合はこうなります。これが要点です。相手がこう来たら、ああします…」などと依頼者が頷いているからと調子に乗って話してしまいます。「あのおう、それで勝てるんでしょうか、ダメなんじゃないか」。失敗。弁護士が話しているのを聞くだけ

けで理解する方は、あまりおられないのではないかと。「わかりましたか?」と聞けば、反射的に「はい」と仰いますが、危うい。会員の皆さんは依頼者の話を聞いて一度で理解されるし、さらに事実を引き出そうと質問すると思いますが、これはある種の特長能力であって、依頼者もそうとは限らないわけです。なので、打ち合わせでは要点を書いたメモや書面案を渡す、裁判期日や相手方との交渉があったときには丁寧な報告書を渡すのが良いと思います。依頼者は、繰り返し読んでいますよ。私の弁護士修習を担当された樋口和彦先生も、必ず渡していました。

報告書は、当日のやり取りの概要に加え、今の争点、双方の主張や証拠の優劣、当方で不足している証拠、必要な準備、裁判官の心証や態度、事件の見通しなどを書くようにしています。勝ち負けが微妙な事件では、特に当方の主張、立証の弱点を早くから書いておきます。判断がつかないときは、その旨正直に。現在の状況やリスクを共有し、和解するのかが、判決に行くのか、誘導するのではなく依頼者が納得して選択することができるように報告しようと思っています。裁判官の心証や事件の見通しについては、真剣勝負です。なので、報告書の作成に「二時間かかったりします。リスクの説明と「わからない」の意見ばかりでは、依頼者がどうして良いかわから

なくなってしまうし、希望的観測や断定的判断ばかりでは誤導してしまいます。そして依頼者がどちらを選択したとしても力を尽くすことを表現するのは、いつも難しいなと思います。

法人が依頼者の場合は、担当者の報告が不足したり、バイアスをかけて報告することがありますので、現在の状況を報告書のみで管理者が理解できるように心がけています。報告書が充実して見通しが正確だと、担当者も管理者も報告や判断がしやすいので、法人からの事件の依頼が増える好循環が生まれるようです。

もちろん、即日報告書を作成し、翌日には届くように心がけます。依頼者にとってみれば、事件はその一件しかないので、期日がどうだったのか、報告を心待ちにしていると思いますよ。逆に、「お願いした事件はどうなっていますか」などと依頼者から電話が来たら反省すべきでしょう。…などと偉そうなことを言っておりますが、以前は私も忙しさに負けて、できていませんでした。共同事務所を出てから事件を減らし、報告書をきっちり書くようにしました。よく自分でも報告書を見返します。依頼者との関係や事件進行もスムーズになり、報告書の作成が重要であったな、と心に刻んでおります。

(青法協弁済学合同部会議長 上野 格)

# 日本国憲法75年と子どもの権利

京都 丹羽 徹 (龍谷大学教授)

## はじめに

日本国憲法施行から七十五年が経過した。この憲法では、民主主義(民主主義)、武力によらない平和を実現する平和主義、と並んで基本的人権の尊重がうたわれた。これは、大日本帝国憲法からの決別と原理の転換をもたらした。そして、七五年にわたって、その実現を目指す国民の運動とその骨抜きをたくらむ政権与党を中心とする勢力との間での対抗の中で、前進した面があると同時に、行きつ戻りつした面がある。九条をめぐる状況は後者に当てはまると思われるが、しかし、日本国憲法より前に戻されてはいないということは確認しておきたい。

ところで、この間、確実に進展したものとして、子どもの権利があるだろう。子どもは大人の所有物とされた時代もあった。あるいは国家に従属すべく育て上げられるという臣民として位置づけられる時代を経験した。日本国憲法は、それらを否定することから始まったとはいえ、七十年前に子どもの権利という考えかたが市民権を得ていたのかといえは必ずしもそうではなかったであろう。まずは、保護の対象として子どもを位置づけること、大人(国家)は保護する義務を負っていることは確認された。それが七五年たった現在では子どもを権利の主体として位置づけるのは当然のこと

のようになってきている(もちろん、それを否定する人々はいるが)。

それに大きな貢献をしたものとして「子どもの権利条約」がある。国連での採択から三三年、日本の批准から二八年を経過している。日本国憲法制定から四〇年以上を経過したときにつくられた子どもの権利条約が日本に及ぼした影響をあらためて振り返っておきたい。

## 一 子どもの権利条約の制定と日本

一九八九年の国連総会で採択された子どもの権利条約は、子ども(一八歳未満のすべての者)を保護の客体ではなく、権利の主体として位置づけた。ここに到達するまでには国際社会の中で子どもの発達を保障するための努力が不可欠であった。国際機関が子どもの権利の重要性を認識し、それを文書化したものとして一九二四年の子どもの権利宣言がある。これは、第一次世界大戦を経て、その最大の犠牲者は子どもたちであるとの認識のもとにつくられた。それにもかかわらず、二度目の世界大戦を国際社会は止めることができず、やはりそこで最大の犠牲者は子どもたちであった。

この二度にわたる未曾有の経験を経て、国際連合は、平和の問題と不可分の人権問題を国際社会で実現すべき課題であることを認識し、まずは、

国連憲章で、そして世界人権宣言という形で、人類普遍の原理としての人権が保障されるべきことを確認した。この世界人権宣言のちに法的拘束力をもたない「宣言」から、締約国を拘束する「条約」である国際人権規約に結実した。

子どもの権利についても、まずは「子どもの権利宣言」が、のちに「子どもの権利条約」として制定される。この条約は、国連総会での採択から極めて短期間に発効し、締約国も急速に増えていった。日本も一九九〇年から九一年にかけての国会での承認を目指したが、政府の消極的な姿勢と、湾岸戦争の対応で先送りされ、採択から五年後にようやく承認された。ここでも戦争の最大の犠牲者が子どもたちであることが示された。

## 二 権利の主体としての子ども

子どもの権利条約の批准運動は日本国内でも広範に行われた。他方、この条約に消極的な態度をとる人々も少なからずいた(多分今でもいる)。

消極的な態度をとる理由として、当時言われていた主な論点をあげると、①子どもに権利があるというところがままになる、②この条約の対象となるのは途上国であって、日本の場合には憲法ですでに権利保障がなされていること、③とりわけ「意見表明権」によって、子どもの言うことをすべて聞かなければならなくなる、といった点が挙げ

られた。

これらの論点は、①②については「子どもの最善の利益」「意見表明権」の誤読であることは明らかであるし、③については、子どもの権利条約に照らして日本の状況に問題があることから全くの見当外れであった。

子どもの権利条約は、子どもの権利主体性を明記している。これは、国際人権規約の対象から子どもが除外されていることを意味しない。女性の権利条約、障がい者権利条約などもそうである。「人権」が人の属性を捨象した権利を保障しており、すべての人に共通する権利を保障するものであるが、他方、従来「弱者」と位置づけられた人々を、形式的に人一般に解消してしまつと、「弱者」の固定化につながる。そのため、実質的な人権の確保のため、その属性に応じた取り扱いが必要ながある。子どもの権利についても同様である。

確かに、日本国憲法は人権保障の対象から子どもを排除していない。しかし、実際には、日本国憲法の下で、教育を受ける権利は主な対象として子どもとして位置づけられてきたが、表現の自由などについて必ずしも権利の主体としては位置づけられてこなかった。校則制定に生徒の意見を反映させる動きが少しずつ見られるようになってきたのはまさに子どもの権利条約の力であるといつてよい。

ヤングケアラーの問題も、子どもの教育を受ける権利にとどまらない「余暇の権利」からのアプローチを可能にしている。これらは、日本国憲法の人権規定をより豊かにするものとして、憲法解釈にも影響を及ぼしている。

## 三 日本国憲法七五年と子どもの権利

日本国憲法の下で、教育基本法、児童福祉法などがつくられ、子どもの教育・福祉などは大きく進展した。しかし明文上は「すべて国民は」とされ、また、人権享有主体性について、「自律した強い個人」がその主体であるという近代的人権観のもとに、子どもを「保護の客体」として位置づけてきたことも否めない。

そこに大きな影響を及ぼしたのが子どもの権利条約であった。この権利もやはり「人類の自由獲得の努力の成果」であり、それを維持発展させるのは国民の義務であり、それから解放されることにはない。幼稚園児が原告となる裁判が行われるようにもなった。七五年間の蓄積、三〇年間の経験をもとに進化させる必要がある。次は、個人通報制度の選択議定書の批准を目指そう。



# 大阪支部のとりくみ

大阪 遠地 靖志

## 一 はじめに

大阪支部は、会員数約二五〇名の支部である。現在、五九期の山室匡史会員が支部議長、六二期の私が支部事務局長を務めている（原稿執筆時点。今年六月に役員交代）。

## 二 支部例会

支部の中心的な活動は支部例会である。支部例会では、支部会員が取り組んでいる事件を取り上げて、報告していただいている。ここ数年は、人権課題とともに実務にも役立つ内容を盛り込んだ例会を行っている。今年度は、「平均的弁護士でもこうやったら難事件も解決できたく私の一番思いつに出ている事件」（二〇二二年一月）、「ザ☆証拠保全」（二〇二二年二月）、「フジ住宅ヘイトハラスメント事件」（同年三月）、「リコンアラート」（同年四月）、「LGBTQ差別について考える」（同年五月）を開催した。

「平均的弁護士でも」は北村栄前青法協弁学合同部会議長を名古屋から招いて、ご自身が取り組んだ「絵画被害事件」を例に、「当初ハナにもかけられなかった」事件をどのようにして勝利に導いたのかを語っていただいた。

「ザ☆証拠保全」は、名古屋スリランカ女性死亡事件の弁護団である中井雅人会員に、同事件で

おこなった証拠保全をリアルに語っていただいた。人権課題に取り組むなかでの証拠保全の重要性のみならず、具体的にどのようにしてどんな証拠を明らかにしていったのかをご講演いただき、好評であった。

「フジ住宅ヘイトハラスメント事件」はご存じの方も多いと思う。大阪南部を拠点として分譲住宅事業を営む会社の会長らが、「韓国人は嘘つき」などの民族差別的な文書を社内広報で全社員に配布したり、育鵬社の教科書を探検させるため従業員を教科書アンケートに動員するなどしていたことに対して、従業員である在日コリアン女性が差止めと損害賠償を求めた事件である。控訴審では損害賠償のみならず、差止めも認められたが、事件の背景に何があったのか、差止めを勝ち取るためにどんな取り組みをしたのかをお話いただいた。

「リコンアラート」はなかなか聞き慣れない言葉だと思ふ。配偶者に無断で離婚届を提出する「無断離婚」という実態がある。親権者も無断で指定する結果、無断で離婚届を出した方が子の親権者として子を監護する。協議離婚無効確認の訴えは調停前置。調停不成立で提訴しても審理に時間がかかる。争いの間、別居は続き、子の利益の観点から現状が追認され、子を取り戻すことは事実上困難。外国人の場合、日本人の配偶者、又は子の親としての在留資格もなくなり、帰国を余儀なく

される場合もある。このような無断離婚の被害者支援を行っている外部講師を招き、協議離婚制度の問題点、無断離婚の実態や支援についてお話しいただいた。

どの企画も、深刻な人権侵害に対する取り組みであるとともに、実務的にも勉強になる例会であった(LGBTQ差別について考える」は後述)。

### 三 LGBTQ+に関するとりくみ

最近、大阪支部で力を入れ始めているのは、LGBTQ+に関する取り組みである。

きっかけは、昨年来、トランスジェンダーに関して全国メーリングリストで繰り返し広げられている議論である。メーリングリストでこの問題に関する投稿が始まってから、支部の事務局会議でもこの問題に取り組んでいくべきだとの意見が出された。しかし、差別はいけないということでは一致しても、トランス排除説の主張する事実は本当にデマと言っているのか、LGBTQ+を巡る状況はどうなっているのかなど、まったく知らないという状況であった。私も、事実認識の面でも理論水準の面でも積極的に投稿されている方の足下にも及ばないなかで、投稿の応酬に追いつけないまま時が過ぎていくというのが率直な気持ちであった。そうした議論をふまえて、仲間しゅん会員、西田

彩大谷大学非常勤講師、遠藤まめたさんを招いて(遠藤さんはオンライン参加)、「LGBTQ差別を考える」と題した例会を開催した。

例会では、当事者でもある三名から、トランスジェンダーを巡る状況をご説明いただいたあと、当事者の思いや参加者からの質問に答えていただいた。実態や当事者の思いを聞くことができ、とても有意義な例会であった。例会後の久々の懇親会でも様々な議論が交わされた。しかし、この問題は一回の例会ですべてを理解できるものではない。今後も引き続き取り組んでいきたいと思う。

### 四 司法修習生支援、学生支援

大阪支部のもう一つの大きな柱が司法修習生支援、法科大学院生支援である。

大阪支部では、新司法試験がスタートした直後から、受験生の段階から法科大学院生と接して、青法協のことを知ってもらう機会をつくる必要があるとして、司法試験の直後から合格発表までの期間を利用して、法律家を目指すゼミ(学生ゼミ)を開催してきた。現在は、京都支部、兵庫県支部と分担して毎年六月から九月までの間に三〜四回の学生ゼミを開催している。また、司法試験合格後には、大阪支部主催の合格祝賀会、事務所説明会を開催している。

一時期は、学生ゼミは毎回二〇〜三〇名が参加が参加する企画であったが、最近は数名から十数名の参加にとどまっている。司法試験受験生の減少、コロナ禍の影響もあるが、司法試験受験生との直接の結びつきが弱くなっているように思える。

### 五 さぐりつ

コロナ禍のなかで、直接面と向かって会って話をする機会が減少しており、いかに若手会員や学生、司法修習生と結びついていくかが課題である。ここ数年、SNSやオンライン開催などの新たなツール、手法が出てきて、活用できるようになってきたが、多くの方に青法協の企画に参加いただき、青法協のことも知ってもらうためには、まだまだ努力と工夫がいる。

### 本部各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

#### 【憲法委員会】

7月12日(火)15時〜

#### 【修習生委員会】

7月8日(金)10時半〜

#### 【広報委員会】

7月28日(木)18時〜

法律事務所採用「担当の方へ」

## 四団体合同法律事務所説明会 参加事務所・事務所紹介原稿を募集中

10月8日  
開催

### ◆3 PDF版四団体ガイド ブックの原稿募集

今年も、各修習生が各自で印刷することを前提に、ウェブ版とは別に、従前のガイドブックをPDF版で作成します。四団体ウェブ

サイトからダウンロードできる形での配信および四団体説明会に申し込みのあった合格者へのメール配信を予定しています。説明会のリアル開催をすることになれば、紙媒体での印刷も検討します。

原稿は、A4版一枚でPDF形式のみ受け付けます。カラー可です。原稿には、①事務所名、住所、電話番号、FAX番号、URL、事務所ないし担当者のメールアドレス②弁護士構成(人数、修習期、男女比等)③採用担当者名④採用予定人数⑤どんな修習生を希望するか⑥採用条件を最低限記載してください。それ以外は自由に創意工夫して作成してください。

【原稿送付先(左記リンクよりアップロード)】

<https://www.dtopbox.com/request/>

VPM6yFucUwmIHrolzls



締切：二〇二三年七月三日(日)午後五時

※ガイドブック原稿掲載分担当金・各事務所五〇〇〇円(原稿到着後、請求書をお送りいたします)

### ◆1 四団体合同法律事務所説明会は一月八日

二〇二三年一月八日(土)一三時から、七六期司法修習生(二〇二三年九月六日合格発表)を対象とした、自由法曹団、青法協、日民協、労働弁護団の四団体合同事務所説明会を開催します。現時点ではZoom開催の予定です。

### ◆2 四団体法律事務所特設ウェブサイトの更新・新規掲載募集

二〇二二年より、四団体の各法律事務所紹介に特化したウェブサイトを立ち上げました(四団体法律事務所・採用情報<<https://4dantai.jp/>>)。情報の更新は五〇〇〇円、新規掲載は一万円です(後日請求書を送付します)。更新または新規掲載を希望する事務所は、左記リンク(Forms)より入力してください(三次締切七月二〇日、四次締切八月二〇日。随時掲載・更新)。<<https://onlhw/ja/PZ55K>>  
※掲載する事務所の画像は左記リンクからアップロードしてください。

<https://www.dtopbox.com/request/>

307GxZcTpVZDqiCdYBYn



## 編集後記

▼今月号の表紙写真は国宝羽黒山五重塔。ミシユラン・グリーンガイド・ジャボン星☆☆に輝く。随神門から急勾配な石階段を下ると間もなく塔に出会う。奈良や京都のように交通至便の地にはないのはこの塔が祖先の靈魂が鎮座するという出羽三山のひとつにあるからだ。▼あの平将門創建と伝えられ、六〇〇年前に再建された二九mもある柿茸素木造の塔を仰ぎ見るときコロナ禍も戦争も別宇宙の出来事のように錯覚する。すぐ近くに立つ樹齢千年の「爺杉」と呼ばれる太さ二〇mの巨杉が微笑ましい。地元山形出身の偉大な写真家土門拳はこの塔を撮っているのだろうか。▼そこで、さらに酒田へと北西に車を進め、土門拳記念館を再訪した。運よく日本における代表的写真家の「木村伊兵衛と土門拳」展が開催中。副題の「瞬間」と『凝視』の好敵手「は」のふたりの写真家の視点の違いを見事に表現している。会場ではモノクロの土門の『筑豊のこどもたち』のるみえちゃんや木村の『秋田おばこ』にも会えたが、ふたりの巨匠の写真から伝わるのは人の世の平和の大切さである。(宮本 智)